

県外からの県立高等学校への入学志願に対するパブリックコメントでいただいたご意見と県の考え方

- 対応区分 ①反映する 意見や提案内容を反映させていただくもの
 ②反映済 意見や提案内容がすでに反映されているもの
 ③参考にする 今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの
 ④反映又は参考にさせていただくことが難しい
 ⑤その他（①～④に該当しないもの）

番号	事項	制度案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
1	全般に関する意見	高い目的意識を持って入学する生徒の存在は、他の生徒にとっても好影響を及ぼし、生徒の成長や学校の活性化につながる。	10	②	親元を離れて県外から高い目的意識を持った生徒が入学し、県内の生徒もよい影響や刺激を受けることで、生徒の成長、学校行事や部活動などの充実につながることを期待しています。
2	全般に関する意見	入試制度については、慎重に時間をかけて検討を進めていただきたい。	8	②	県外からの入学志願の在り方については、学識経験者や保護者、企業関係者、市町教育委員会代表者、中学校及び高等学校の教職員からなる三重県立高等学校入学者選抜制度検討会（以下「検討会」という。）を設置し、6回にわたり幅広く意見をお聞きしながら検討を進めました。
3	全般に関する意見	当該高校が全国大会で活躍することによって、三重県民は大きな勇気と感動をもらっている。県内の子どもたちにも大きな希望を与えてくれている。県外出身生徒の入学は、学校のさらなる活性化や競技力の向上につながる。	6	②	県内外の生徒が互いに切磋琢磨することで、生徒の成長が学校行事、部活動の充実など、学校の活性化につながると考えています。 今後、各高等学校の活性化を進めて参ります。

番号	事項	制度案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
4	全般に関する意見	規則を守らせることが大切である。今回の件では規則が守られておらず、この制度案はルール違反を追認するものである。	5	③	<p>保護者の転住を伴わない県外からの入学志願制度（以下「本制度」という。）については、検討会で、他県の状況等を参考にしながら、学校の魅力化・活性化、地域の活性化など幅広い観点から慎重に議論を重ねていただいたものです。</p> <p>県教育委員会では、規則が守られているか否かの確認が不十分であった反省に立ち、今後は制度や規則の周知を図るとともに、本制度が適切に運用されているかを確認して参ります。</p>
5	全般に関する意見	県立高校だから県民でなければ入学できないというのは了見が狭い。三重県はもっと開かれた県になるべきである。子どもの学びたいの思いが県外という理由で狭められるのは残念である。	4	②	<p>検討会では、本県の県立高等学校が活力ある教育活動を行い、県内外の生徒にとって、ともに成長できる場となるよう、県外からの入学志願の在り方について様々な立場から意見をいただきました。今後も、県立高等学校が生徒や保護者から「選ばれる高等学校」になるよう、各高等学校の活性化の取組を推進して参ります。</p>
6	全般に関する意見	部活動の活性化が成果を生み、学校の魅力、特色となることで県内生徒の県外流出の歯止めにもなる。	3	②	<p>県内の県立高等学校で活性化が進むことで、県立高等学校に魅力を感じて入学志願する県内の中学生が増えることを期待しています。</p>
7	全般に関する意見	県立高等学校は、県外出身の生徒が魅力を感じて入学志願するような、多様なニーズに対応できる高等学校になる必要がある。地域に貢献できる人材育成を目指した学校づくりをお願いしたい。	2	②	<p>生徒数の減少が進む中で、県立高等学校では、これまで以上に学校の魅力を高めることで、生徒や保護者から「選ばれる高等学校」になることを目指しています。</p> <p>本県では、地方創生の取組が進むなか、若者が地域の担い手となるよう、地域と連携した教育活動を推進しています。</p>

番号	事項	制度案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
8	全般に関する意見	都道府県によって、成績の評価基準の違いがあるのではないかと。部活動での勧誘が激しくなり、何か不正が行われるのではないかと。	1	③	各教科の学習の記録については、中学校学習指導要領等に示された各教科の目標に照らして、その実現状況を評価することとなっており、都道府県によって評価基準の違いはありません。 県教育委員会では、志願者に対する勧誘は、受検者、保護者等に誤解や不信感を与えることから行わないよう、高等学校に周知しています。 今後も、入学者選抜が公正かつ適正に行われるようにして参ります。
9	全般に関する意見	学校を存続させ、地域を元気にするために、県外からの入学志願の制度は必要である。	1	②	県内外の生徒が互いに切磋琢磨することで、生徒の成長や学校行事、部活動の充実など、学校や地域の活性化につながると考えています。
10	全般に関する意見	学校が特色化を図ることで、他県からも注目され、活性化に大きくつながると考えられる。	1	②	生徒数の減少が進む中で、県立高等学校では、これまで以上に学校の魅力を高めることで、生徒や保護者から「選ばれる高等学校」になることを目指しています。
11	全般に関する意見	本年度、部活動の強豪校で、規則に反する問題があったが、県立高校が他県の生徒に広告塔の役割を求めることは本末転倒である。	1	③	本制度は、本県の県立高等学校が活力ある教育活動を行い、県内外の生徒にとって、ともに成長できる場となることを目的としています。県立高等学校をPRするために、県外出身の生徒を優先して入学させるものではありません。
12	全般に関する意見	県外から入学する生徒については、経済的な負担が増すと思われるため、県が支援する制度を整えてほしい。	1	③	県外から入学する生徒は、自ら希望して志願することになっていることから、特別な支援は考えていませんが、国が実施する「高等学校就学支援金」制度や保護者の居住する都道府県が実施する「高校生等奨学給付金」制度、「高等学校等修学奨学金」制度などの周知を図っていきます。

番号	事項	制度案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
13	全般に関する意見	入学した生徒の人数と卒業までの様子を各年度末にまとめて公表する。例えばスポーツ枠で入学した生徒が退部や退学した場合の理由と今後の対策など。	1	④	県外からの入学の状況や学校の活性化の状況については、検証を行っていきます。一方で、個人の特定につながるおそれがある情報については、個人情報保護の観点から、公表していません。県外からの入学志願制度についても、同様に、個々の生徒の活動状況等を公表することはできないことをご理解ください。
14	全般に関する意見	過去には特定の高等学校で長い年数異動もしないで勤務していた教員がいる。同一高等学校に勤務できる年数の上限を決め、若い指導者を育てるべきだと思う。	1	③	教職員の人事異動については、教職員の年齢・教科・勤続年数等を考慮し、計画的な人事異動を行っているところです。 学校運営上の事由等により、一律に勤務年数に上限を設けることは難しいですが、若手指導者育成等の観点も踏まえ、適切な人事異動に努めて参ります。
15	全般に関する意見	小規模校を統廃合させないためには、1学年1学級の学校も認めれば解決でき、今回の制度を設ける必要はない。	1	④	高等学校では、社会性の育成や学習ニーズに応じた幅広い教科・科目の開設、学校行事や部活動の充実のために一定の学校規模が必要と考えています。一方で、1学年3学級以下の高等学校では、地域の教育機会の維持の観点から、学校毎に活性化協議会を設置し、学校の活性化に取り組んでいます。
16	全般に関する意見	部活動での活躍を期待されて入学した生徒は、優遇されているとの考えに陥りやすく、生徒の成長に良くない影響を与える可能性がある。	1	③	本制度は、県外から入学志願する生徒を優遇するものではありません。 今後も、各高等学校では、制度の趣旨を踏まえ、入学した生徒に公平、公正な支援をして参ります。
17	全般に関する意見	三重県の対応が他県で全国募集を始めるきっかけとなると、県内生徒の他県への入学志願が増え、三重県立高校の活性化につながらない。	1	③	平成29年度に実施される入学者選抜では、約3分の2の道府県で、保護者の転住を伴わなくても公立高等学校へ入学志願できるようになっています。 県内の県立高等学校で魅力化・特色化が進むことで、県立高等学校に魅力を感じて入学志願する中学生が増えることを期待しています。

番号	事項	制度案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
18	全般に関する意見	生徒数が定員に達しない学校は閉校すればよい。住民税を払っていない人を優遇する必要はない。	1	④	県内の子どもたちにとって、地元の高等学校での学習機会を維持することは大切なことです。人口減少が進行し生徒数の減少が予測されるなかで、高等学校が活力ある教育活動を行い、「選ばれる高等学校」となることは、県内の中学生にとっても学習機会の保障につながると考えています。
19	県外からの入学志願制度の考え方	県内の子どもの進路に配慮したうえで制度づくりをすすめるべきである。	15	②	県内出身の中学生の進路に配慮し、本制度の実施を検討する高等学校（以下「検討対象校」という。）を定めるとともに、県外から入学できる生徒数に上限を設けました。
20	県外からの入学志願制度の考え方	検討対象校で制度の実施について検討するにあたって、地域の中学校、保護者の意見を十分にふまえるべきである。	10	②	検討対象校においては、PTAや地域の中学校、学校別活性化協議会等の意見を踏まえ、本制度を実施するか否かを検討しました。
21	県外からの入学志願制度の考え方	県外中学校に対し、積極的に働きかけができるように考えていただきたい。	4	③	県外の中学生や保護者から「選ばれる高等学校」となるよう、学校の魅力の発信に努めて参ります。
22	県外からの入学志願制度の考え方	三重県の高校の競技力向上につながり、ひいては県民の競技力向上と体育保健活動への参加増進につながる。	4	②	本制度を実施する高等学校では、生徒が互いに高め合い、成長し合うことができるよう、今後の教育内容の充実に努めてまいります。
23	県外からの入学志願制度の考え方	怪我等で当該部活動の継続を断念せざるを得なくなった場合、どのような対応がなされるのか。	4	①	入学後に怪我等で当該部活動を継続できなくなった場合でも、当該高等学校では当該生徒が安心して学校生活を送ることができるよう支援して参ります。

番号	事項	制度案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
24	県外からの入学志願制度の考え方	県内の学校現場や子どもに混乱をもたらさないよう、制度の変更は最小限にすべきである。	1	②	本制度は、県内の中学生の進路に配慮し、対象となる学校と入学できる生徒の上限を設けています。 また、制度を実施する高等学校では5年間は継続することとしており、中学生に混乱をもたらさないようにします。
25	県外からの入学志願制度の考え方	小規模校にどれだけの県外生徒の入学を想定し、学科・コースの活性化の観点の実施校で定員確保のためにどれほどの効果があると想定しているか。きちんと示すべきである。	1	③	初めての取組であり、現時点で効果を示すことは難しいですが、本制度を実施する高等学校では、県内外の生徒や保護者から「選ばれる高等学校」となることを目指し、学校の魅力化・特色化をさらにすすめることで効果が得られるよう取り組んでいきます。
26	県外からの入学志願制度の考え方	スポーツ特別枠は、県内で育ってきた選手を県内の高校で更に伸ばしていくことを第一に考えるべきである。	1	②	保護者の転住を伴う県外出身生徒は、これまでもスポーツ特別枠選抜に入学志願することができました。今後、本制度を実施する高等学校で、県内外の生徒が互いに切磋琢磨することで、県内生徒がさらに成長できることを期待しています。
27	検討の対象となる学校	今後、特色化や活性化を図り、県外からの入学志願の受け入れを希望する学校もあるはずである。これらの学校でも制度を実施できるようにしていただきたい。	10	①	次の高等学校において、本制度を実施しようとする場合は、PTAや地元の中学校、学校別活性化協議会等と協議のうえ、県教育委員会に申請することとします。 ア 入学者選抜でスポーツ特別枠選抜を実施する高等学校及び全国大会に出場した硬式野球部を有する高等学校 イ 学校別活性化協議会を設置している1学年3学級以下の高等学校 ウ 県内唯一の学科・コースまたは地域に唯一の職業学科を有する高等学校
28	検討の対象となる学校	特定の学校のスポーツ特別枠の事実上の拡大である。	4	④	本制度は、1学年3学級以下の学校の活性化、地域や県内で唯一の学科・コースの活性化、部活動を通じた学校の活性化を目的としています。

番号	事項	制度案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
29	検討の対象となる学校	硬式野球部についてだけ「過去5年間に全国大会に出場した硬式野球部を有する学校」と特記する正当な理由はない。	3	④	検討会では、スポーツ特別枠選抜を実施している高等学校を、部活動をとおした学校の活性化を図る高等学校として、検討対象校としてはどうかとの意見をいただきました。 スポーツ特別枠選抜の実施競技については、県の強化指定運動部である必要がありますが、硬式野球競技は指定期間や指定方法が他の競技と異なり、検討会での意見を踏まえて別途基準を設けましたのでご理解ください。
30	検討の対象となる学校	スポーツを通じた活性化の対象校は、県北中部に片寄っている。南部学区では3校しかない。	2	④	検討会では、スポーツ特別枠選抜を実施している高等学校を、部活動をとおした学校の活性化を図る高等学校として、検討対象校としてはどうかとの意見をいただきました。南部学区にはスポーツ特別枠選抜を実施している高等学校が少ないことをご理解ください。
31	検討の対象となる学校	対象となる学校は定期的または状況に応じて見直した方がよい。	1	①	平成31年4月に入学した生徒が卒業した翌年度である平成34年度に、本制度を実施する高等学校の志願状況や学校の活性化の状況等を踏まえて検証します。
32	検討の対象となる学校	進学校も対象校としてほしい。	1	④	本制度は、3つの観点「小規模高等学校の活性化」、「学科・コースの活性化」、「部活動を通じた活性化」のいずれかに該当する学校を対象として検討してきました。 制度については、平成34年度に本制度を実施する高等学校の志願状況や学校の活性化の状況等を踏まえて検証します。
33	検討の対象となる学校	文化面（芸術、音楽等）での活動にも対象校を拡げていただきたい。	1	④	文化部活動は、個人での活動が多くあるとともに、活動内容やコンクール等の大会の規定が多様であり、検討対象校を一律に決めることが難しい状況があることから対象外としました。

番号	事項	制度案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
34	県外から入学できる生徒の上限	地元で学びたい子どもの学びが保障されるよう、上限は5%以内とするべきである。	15	②	検討会等でも、県内中学生の進路に配慮したうえで、制度を検討するようご意見をいただいております。県外から入学できる生徒数の上限は、本制度を実施する高等学校の入学定員の5%を上限とすることとしました。
35	県外から入学できる生徒の上限	部活動の活性化のためには、上限5%はあくまでも原則とし、学校の裁量により判断できる含みを持たせてほしい。	8	④	県内の中学生の進路に配慮し、県外から入学できる生徒の上限を定めることは必要と考えています。ご理解ください。
36	県外から入学できる生徒の上限	定員割れをしている学校では、5%の枠では活性化につながらない。学校の実態に応じて上限に幅を持たせるべきである。	6	①	学校別活性化協議会を設置している学校においては、合格者数が募集人数に満たない場合は、前期選抜及び後期選抜の募集人数の範囲内で県外出身生徒を上限を超えて合格させることができます。
37	生徒の安全・安心の確保	生徒の安全・安心の確保については、しっかりとした制度・環境を整えていただきたい。	11	②	入学後は、保護者、保証人及び学校が協力して、生徒の安全・安心を確保します。
38	生徒の安全・安心の確保	県外出身生徒の日常生活は、誰が責任を持つのか。	1	②	学校においては、保護者が選定した保証人がその役割を果たせるかどうかを入学志願前の面接時に確認します。入学後は、校内に担当を決め、相談しやすい体制をつくり、生徒が安全に安心して生活できるよう取り組みます。
39	生徒の安全・安心の確保	県外出身生徒の住居について心配である。	2	③	生徒の入学後の居住先は、保護者に決めていただくことですが、生徒の生活状況については、保護者、保証人、学校が協力して見守ることとしています。
40	生徒の安全・安心の確保	寮生活で、部活動顧問が保証人になることは認めることはできない。	1	③	学校生活における他の生徒との公平性の観点から、部活動顧問が保証人になることは想定していません。

番号	事項	制度案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
41	生徒の安全・安心の確保	へき地の高校では保証人が見つかりにくいことが十分予想される。	1	③	保証人は、保護者が適任者を探して、決めていただくことですが、各学校では、状況に応じて、地域や同窓生等に協力いただけるよう取り組んで参ります。
42	県内中学生への対応	通学区域外の高等学校に進学を希望する中学生は県内志願者であり、県外志願者とは分けて募集すべきである。	5	④	志願学区内に居住する中学生の進路に配慮するため、県内の志願学区外の生徒の入学できる人数は、本制度により県外から入学できる生徒数の上限に含むこととしています。ご理解ください。
43	県内中学生への対応	この制度において、県内の志願学区外生徒が全学区から出願できることに賛成です。	1	②	本制度を実施する高等学校に魅力を感じ、入学志願をする生徒の学習機会に配慮し、本制度を実施する高等学校には、全ての学区から入学志願できることとしました。